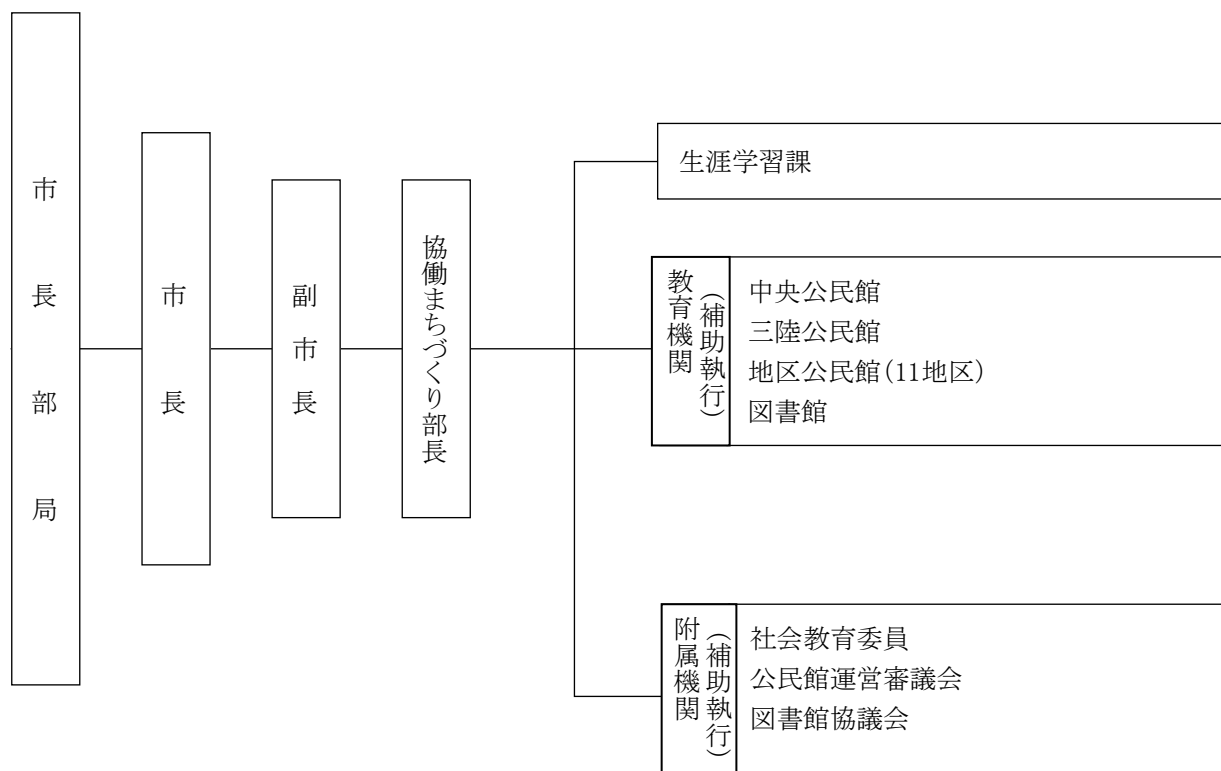
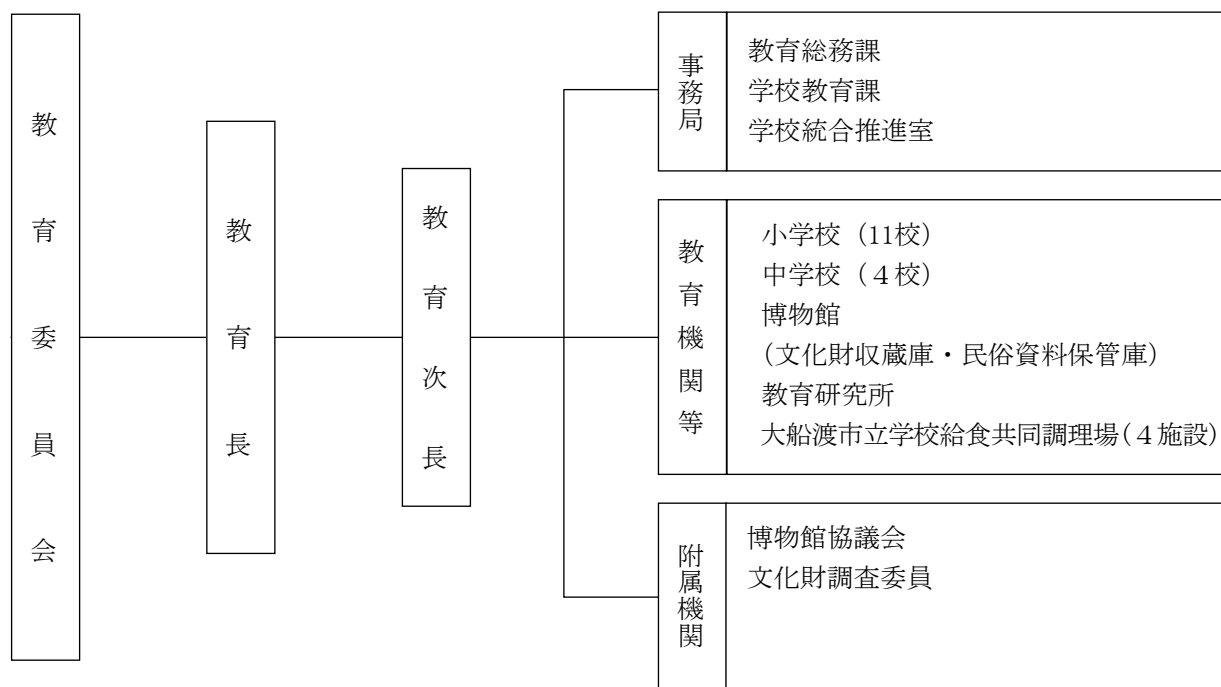


教育行政

大船渡市教育委員会・市長部局関係課等 行政組織図



教育委員



小松教育長



鈴木委員
(教育長職務代理者)



村谷委員



清水委員



長澤委員

役職名	氏 名	就任年月日
教育長	小 松 伸 也	平成29年10月 1 日
委 員 (教育長職務代理者)	鈴 木 晴 紀	令和元年10月 1 日 (令和 6 年10月 1 日)
委 員	村 谷 志 保	平成30年10月 1 日
委 員	清 水 恵 子	令和 3 年10月 1 日
委 員	長 澤 敏 之	令和 6 年10月 1 日

令和6年度大船渡市教育行政の運営に関する基本方針

I 教育振興の基本方向

本市の教育を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行や情報化・国際化の進展など大きく変化しており、市民の心豊かな暮らしと、持続可能なまちづくりを実現するために、教育の果たす役割は、ますます大きくなっています。

次世代を担う子どもたちの健全な育成のためには、家庭や学校、地域社会などと連携・協働を深めながら学校教育の充実を図っていく必要があります。

また、生涯を通じて、心身ともに豊かで生きがいをもって生活を送るために、生涯学習活動が、いつでも誰でも気軽にできるように環境の整備や充実を図るとともに、市民の自主的な活動への支援などが必要です。

このような状況の中で、本市の教育振興においては、国・県の動向や社会の変化を的確に捉え、大船渡市総合計画との整合を図りながら、心身ともに健全な子どもの育成を推進するとともに、市民が生涯にわたって学ぶことができるよう、教育・文化・スポーツなどの各分野の振興に努めることが極めて肝要となっています。

本市の総合計画に掲げる将来都市像「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる三陸のにぎわい拠点 大船渡」の実現に向け、より戦略的に当該計画を遂行していくため、施策の大綱（＝政策）により、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくものです。

ついては、教育施策としても、本計画のこれまでの施策の実績を踏まえ、引き続き本市の教育振興の基本方針を次のとおりとします。

基本方針

豊かな心を育む人づくりの推進

Ⅱ 施策の基本方向

本市教育振興の基本方針の実現に向けて、以下の5項目を施策の基本方向とし、総合的に施策の展開を図ります。

1 学校教育の充実

児童・生徒の自ら学び、自ら考える力と豊かな心の育成を図るため、家庭・学校・地域社会の連携のもと、教育環境の充実を図ります。

(1)確かな学力の育成

- 児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、一人一人の学力を的確に把握し、個々の学習状況に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、各種研修会を通じて、教員の授業力、指導技術の向上を図ります。
- 外国語教育では、小中学校への外国語指導助手の配置と、小学校の外国語専科教員との連携により、実践的な学びの中からコミュニケーション能力の向上を図り、国際化に対応した人材の育成に努めます。
- 特別支援教育では、各学校に特別支援教育支援員を配置し、学習活動上のサポートを行うとともに、新たに学習障がいを持つ児童生徒への通級指導を行い、一人一人の教育的ニーズに対応します。

(2)豊かな心の育成

- 児童・生徒の心の支援のあり方について、市と学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒に寄り添った支援をします。
- 道徳教育やキャリア教育、読書活動等を始め、地域交流、郷土芸能の伝承活動など、多様な体験学習を通じて、自己肯定感を高め、思いやる心やシビックプライドの醸成に努めます。
- 復興教育及び防災教育は、地域と連携した体験学習の充実を図り、大船渡市復興教育実践事例集を活用して東日本大震災の教訓を継承するとともに、多発する自然災害等において自らの命を守り抜く資質、能力の向上を図ります。

(3)健やかな体の育成

- 児童・生徒が、発達段階に応じて、自主的に健康で安全な生活を実践することができる能力と態度の育成を図るため、保健指導・安全指導の充実に努めます。
- 体力・運動能力調査や各種検診の結果を踏まえ、運動習慣の定着による基礎体力の向上や、発達段階における生活習慣の改善に向けた指導を行います。
- 食に関する正しい知識や望ましい食習慣が身につくように指導しながら、安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供します。

- 部活動においては、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブへの移行等、子ども達にとって望ましい環境を確保できるよう検討を深めるとともに、部活動指導員を拡充して地域指導者の確保に努めます。

(4)教育環境の充実

- 児童・生徒数の動向を見極め、学校規模の適正化について検討するとともに、地域の意向を尊重しながら学校統合を進めます。
- デジタル教科書やデジタル教材などの各種教材や備品、電子黒板などの整備を通じて、質の高い教育環境の維持・確保を図ります。

(5)地域に開かれた魅力ある学校づくり

- コミュニティ・スクールの更なる充実を図り、保護者や地域住民の意見を反映させながら「地域とともにある学校づくり」を進めます。
- 家庭・地域と協働する開放的で個性的な学校づくりを目指します。

2 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて自主的に学習できるよう、家庭・学校・地域社会との連携を図りながら、生涯学習環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します。

(1)学習環境の充実

- 公民館、図書館及び博物館においては、社会教育施設として機能の向上を図り、学習環境の充実に努めます。
- 生涯学習施設設備の老朽化の進行に対応し、適切な維持管理に努めます。

(2)学習機会の拡充

- 市民各層の多様な学習ニーズに応えるため、関連情報の収集に努め、積極的に周知を図ります。
- 各生涯学習関連施設においては、各種事業の企画にあたり、市民の多様なニーズの把握に努め、魅力ある学習メニューづくりに取り組むとともに、若年層や勤労者にも配慮した開催方法を検討します。
- 市立図書館は、地域の知の拠点として、選書や読書活動の推進、レファレンス対応など充実したサービスを展開し、市民が求める情報や知識を適切に提供するとともに、積極的に情報発信を行い、各種サービスの認知度向上と一層の利用促進に努めます。
- 市立博物館は、三陸ジオパークや津波伝承における拠点施設としての役割を有することから、資料の適切な収集・保管と関連する調査・研究に努めるとともに、展示機能の充実に努めます。

- 将来の地域を担う人材育成のため、郷土の歴史、文化、自然、産業等をテーマに、市内全中学校を対象とした「ふるさと教育講座」を実施します。

(3)学習活動の促進

- 地区公民館では、地域住民相互のコミュニケーション促進と生きがいくりのほか、地域課題の解決を目的とした講座を実施し、学習機会の拡充に努めます。
- 市民ニーズに対応した講座を開催するとともに、市のホームページやSNS、広報紙等を通じて周知し、学習活動を促進します。

3 生涯スポーツの振興

スポーツ・レクリエーションに係る事業は、令和2年4月から、学校体育施設の開放事業を残し、市長部局に移管しました。

(1)スポーツ環境の整備・充実

- 地域における身近なスポーツ活動の場として、小中学校の体育施設を開放し、利用促進を図ります。

4 地域の歴史・文化資源の継承

市民生活に深く根付いている地域の歴史や文化の資源である文化財の保存・活用を図るとともに、民俗芸能活動への支援を中心に次世代への継承に努めます。

(1)文化財の保存と活用

- 史跡・名勝・天然記念物などの指定文化財は、郷土への誇りと愛着を育む貴重な地域資源であることから、適切な保護管理に取り組むとともに、地域の歴史を体感する「文化財めぐり」などを通じて、文化財の魅力を伝えます。
- 埋蔵文化財は、開発行為に対する発掘調査を実施し、歴史遺産の適切な記録・保存に取り組むとともに、博物館において展示・活用し、伝統文化への理解と関心を深めます。

(2)伝統文化の継承

- 地域の歴史や伝統文化に触れ、身近なものとして親しむ機会の創出と文化を学び育てる取組を推進し、市民の文化財愛護意識の高揚を図ります。
- 民俗芸能の活動の活性化を促進するため、関係団体との連携を密にし、後継者育成等の支援に努めるとともに、多彩な伝統文化との交流等を通じて、国内外に広くその魅力を発信します。

基本方針と施策の体系

【基本方針】

【施策の基本方向】

【基本事業】

